

1 月号（496 号）

Z は Y 所有の土地（以下、本件土地という）を代金 2000 万円で買い受ける契約を Y と交わしたが、Y は本件土地の所有権の登記を Z に移そうとしない。Z が Y に事情を問いただし調査したところ、Y は、本件土地を買い受けたとする X から所有権移転登記手続を求める訴え（以下、本件訴訟という）を提起されていることが判明した。Y によれば、「Y は以前に X から 1500 万円を借り受け、その返済ができない場合に備えて本件土地を売却することになっていたが、Y が既に 1000 万円以上を X に弁済した段階で、X との本件土地の売買は合意解除していた」という。

本件訴訟の係属を知った Z として、本件訴訟に参加するには、どのような手続をとればよいか、検討しなさい。

その過程で、以下につき言及、確認すること。

- (1) Z は本件訴訟とは別に訴訟をすることや、本件訴訟の Y に補助参加することで足りるか。
- (2) Z が本件訴訟に当事者として参加しようとする場合、誰にどのような請求を立てればよいか。Y に対して売買契約に基づいて所有権移転登記請求や、X と Y に対して所有権確認請求を立てた Z の参加の申出は適法か。
- (3) 上記(2)の参加の手続はどのようなものか。Z の参加申出から要件審査、要件が認められなかった場合の処理はどのようなになっているか。

12 月号（495 号）

家具の製造・販売業者 X は、ホテル丙のカラオケルームの改装工事を請け負った建築業者 Y からの注文を受けて、総額 250 万円相当のテーブルやソファ（本件商品）を納入した。ところがその後 Y は「X の納入した本件商品の寸法が合わなかったために大幅な追加工事が必要となり損害が生じた」と述べて、本件商品の代金を 100 万円しか支払わなかった。X は「Y も事前に本件商品を確認したはずだ。代金全額を支払うべきである」と申し入れたのに対し、Y は「改装工事の注文主である丙に伝える。丙から X に対応してもらおう」と述べたが、丙からは「この件については Y に任せてある。Y と話し合ってほしい」と連絡があったのみで、その後に進展はない。そこで X は丙への問い合わせを継続しつつ、まず Y を被告として本件商品の残代金の支払いを求める訴えを提起した（以下、本件訴訟という）。

(1) 本件訴訟に丙が補助参加を申し出るとすれば、参加の趣旨及び理由はどのようなものになるか。本件訴訟において Y が、i 「支払うべき本件商品代金は支払済みである」と主張している場合と、ii 「本件商品を購入したのは Y ではなく丙である」と主張している場合について検討しなさい。

(2) 本件訴訟への丙の補助参加が認められ、その審理の結果、代金は支払済みであるとして請求棄却判決が出されたとする。その後、X が丙に対して本件商品代金請求の支払いを求める訴えを提起してきた場合、この X 丙間の訴訟に本件訴訟の判決の効力は及ぶか、及ぶとすればその根拠や範囲はどのようなものとなるか、検討しなさい。

11 月号（494 号）

X はその所有する土地（以下、本件土地）を Y1 に賃貸し、Y1 はその上に建物（以下、本件建物）を所有していた。その後、本件建物は Y1 から Y3 が買い受け、さらに Y1 の子である Y2 が Y3 から買い戻して、現在は Y1、Y2 が居住している。

一方、X は本件土地の売却を考えていたところ、Y3 への本件建物の所有権移転前に、Y1 から「借金返済のため本件建物をいったん Y3 に売却するが、すぐに Y2 が買い戻すので本件土地の賃借人は Y1 から Y2 にしてほしい」と相談された。そこで X は、Y1、Y2 が本件土地売却に協力するのであれば、売却までは Y2 に賃借させることとし、賃料も相場より安く設定した。その上で、X と Y2 の間で「a) Y2 が本件建物を買い戻してから 1 年半後も本件土地を売却できないときは、売却促進のため Y2 は本件建物を任意に収去して本件土地を明け渡す、b) X は本件土地をその売却まで、あるいは Y2 が本件建物を収去するまで、Y2 に 1 か月 10 万円の賃料で賃貸する」という内容の契約を結んだ。

ところが、本件土地の売却は進まず、Y2 は、上記 b を盾にとり、買戻しから 1 年半が経過しても賃借権を主張して立ち退かない。そこで X は、本件土地の所有権に基づき、Y2 に対する本件建物収去と本件土地明渡しのほか、①Y1、Y2 に対しては本件建物退去、②Y2、Y3 に対しては本件土地の賃料相当の損害金支払いを求めて訴えを提起した。

(1) 上記①②の各訴えにつき、X は Y 両方を同時に被告として相手取り一つの訴訟としなければならないか、それとも必ずしも両者を共同被告としなくてよいのか。

(2) 上記の訴訟において、Y2 は「Y2 はその賃借人として、Y1 は同居人又は借家人として本件土地の占有権がある。Y3 が本件建物を所有していた期間も含め本件土地の賃料は継続して Y2 が支払ってきた」と主張した。Y1、Y3 は期日に欠席し答弁書等も提出しなかった。審理の結果、裁判所が Y2 の賃借権を認めて Y2 に対する請求を棄却しようとしているとき、Y 両方全員について請求棄却判決をしてよいのか。

10 月号（493 号）

X は、A 名義で登記されている土地（以下、本件土地）を A から購入し登記を得たが、その後になって Y が「自分こそ本件土地の所有者である。X の購入以前に、A を被告として登記を求める訴えを起し、請求認容判決を得て、その判決（以下、YA 判決）が確定している。YA 判決確定後に、A から本件土地を譲り受けたと言う X には何の権利もない」と述べているのを聞き及んだ。

X は A に問い合わせる等して調べてみたところ、Y の A に対する訴訟では、本件土地につき A 所有名義で登記されていたのは YA 間の虚偽表示で無効であり真の所有者は Y であるとして、請求認容判決がなされていたことがわかった。ただ、このことから X は、YA 間の虚偽表示につき善意であったから（民 94 条 2 項）、自己の所有権を主張することができると考えている。

この場合に X としては Y に対処しなければならないか、Y が YA 判決の効力に基づき、X に対してどのような手続をとると想定されるかを踏まえ、X が善意の主張をするには、Y からの訴えを待ってそこで主張すればよいのか、それとも X が自ら訴えを提起する必要があるかを検討しなさい。その前提として、

- (1) 仮に Y から X に対して本件土地の所有権移転登記手続請求訴訟がなされるとした場合に、YA 判決の効力は X に及ぶか、及ぶとすれば YA 判決の既判力は X に対する訴訟においてどのように作用するか。
- (2) 上記(1)の訴訟において、X が善意の主張をしようとする場合、それは YA 判決のどのような判断に基づいているか、その判断に拘束力はあるか、あるとすればその拘束力は X（や Y）に及ぶか。

9 月号（492 号）

X は、その所有する土地（本件土地）を Y 会社に賃貸し、Y は本件土地に建物（本件建物）を建築して倉庫として使用していた。その後、X は、Y が X との賃貸借契約に反して本件建物を倉庫ではなく店舗として使用し、Y の顧客が付近に路上駐車して近隣から苦情が絶えないため、Y に何度も注意したが、状況は一向に改善されなかった。Y との賃貸借を継続するのは困難であると考えた X は、Y に対し、本件土地の賃貸借契約解除に基づく建物収去土地明渡しを求める訴えを提起した。

(1) この訴訟の和解期日において、X が、Y には退席してもらい裁判官とだけ話をしたいと述べている場合に裁判所は X の要望に応じるべきか。Y はこの X の要望に反対している場合には裁判所はどうすべきか。

(2) この訴訟の第 1 審の和解期日において、XY 間に、「X は Y に本件土地を 3000 万円で売り渡す。Y はその代金を 6 回に分けて支払う。代金完済と同時に X は Y に本件土地の所有権移転登記手续をする」との和解が成立した。しかし、Y は定められた初回の支払いをしなかった。i) この場合に X はどのような手段、手続をとることができるか。ii) もし Y が「初回の支払いをしなかったのは、X の元妻が本件土地の使用権を主張し、『自分に無断でした和解は認められない』と述べて本件土地の一部を駐車場として使用しつづけているためである。上記和解はなかったことにしたい」と考えている場合、Y はどのような手続をとればよいか、検討しなさい。

8月号（491号）

亡Aの子Xは、自分のほか唯一のA相続人、弟Bに対し、Aの遺産に属する預金につき、自分の法定の相続分の金員の支払いを求める訴えを提起した（遺留分侵害額請求。民1046条。民法には立ち入らない）。事前にXがAの遺産を調査したところ、BがA死亡約5年前の平成〇年から、Aの従前の貯蓄や年金収入が入金された複数のA名義の銀行預金口座（以下、A口座という）の通帳を保管、管理してきたことがわかった。上記訴訟でXは、「BがA口座のうち少なくとも3つから複数回にわたり約8800万円の金員を引き出し、AのためでなくBの借金返済等に使い込んだ。これはAからBへの贈与（特別受益）またはAに対するBの不当利得か不法行為に当たり、いずれにせよAの遺産に戻すべきである」と主張している。これに対し、Bは「A口座の金銭は全てAの生活費や治療費等に充ててきた。Bは着服していない」と述べ、これが争点となった。Xは、A口座からB名義の銀行預金口座（以下、B口座という）に入金した事実を立証するため、B口座の取引履歴を確認したいと考えているが、BはB口座の取引履歴をXに開示しない。

- (1) この場合、Xが上記訴訟において、B口座のあるC銀行を相手として文書提出命令を申し立てるとすると、申立書にはどのような事項を記載する必要があるか、できるだけ具体的に想定してみよう。その前提としてBやCに対しどのような手続をとっておくことが考えられるか。
- (2) 上記(1)の申立てに基づく審理の結果、Cに対する文書提出命令が出された場合、これに対して誰が不服を申し立てることができるか、不服の理由により違いがあるか。

7 月号（490 号）

X は、大学の後輩 Y に対し複数回にわたり金銭を貸し渡したが、返済期限を過ぎても Y から連絡もないため、Y に返済を求めた。これに対し Y はそのうち返すと述べただけで、その後連絡がつかなくなった。X が XY 共通の旧友 A に相談し Y の様子を聞いたところ、Y は X から手渡された金銭をそのつど Y 自身の銀行口座に入金したのち Y の借金返済に充てたらしく、また X から借金したとの意識は薄く、X が以前から欲しがっていた稀少本を渡しているから貸し借りはないと考えているらしいことがわかった。そこで X は Y に対し、貸金返還請求の訴えを提起した。

(1) Y は答弁書において金銭を受け取ったことは認めたが、借金（消費貸借）ではないと記載し、第 1 回口頭弁論期日において「仮に借金であったとしてもその後に Y は X に同価値の書籍を交付したので既に債務は代物弁済により消滅している」と主張した。本件は弁論準備手続に付された。Y は、少なくとも代物弁済は認められるはずであり消費貸借につき争うのは得策ではないと考え、第 1 回弁論準備期日において返還約束を認めた。ところが、Y の代物弁済の主張に対し、X が「Y から保管を依頼されただけである」と争い、代物弁済が認められそうもない状況になってきた。そこで Y は、第 3 回弁論準備期日において、返還約束を認めた従前の陳述を撤回し、この点を改めて争いたいと述べた。Y の陳述の撤回は許されるか。

(2) 第 3 回弁論準備期日において、X は、上記 A と、Y の債権者で今後も Y に金銭を貸す可能性がある B を同席、傍聴させたいとして裁判所の準備手続室に同行した。また大学の民訴法ゼミに所属し裁判傍聴を趣味とする C ら 3 名も、傍聴を希望して同室を訪れた。これに対し、Y が上記全員の入室に反対した場合、裁判所としてはどのように対応すべきか。

6 月号（489 号）

X の両親は、マンションの 1 室を購入し、家族で移り住んだ。当初は念願のマイホームに満足していたが、そのうち夕食の団らん時や就寝中にも上階からの騒音が気になるようになった。友人を招待した際にも何度も上階を走り回る足音に気まずい思いをしたため、X らはマンション管理会社に相談し、騒音の出所と目される真上の住民 Y に、騒音にはくれぐれも配慮してくれるよう申し入れてもらった。しばらくは上階からの物音は減少したと思われたものの、コロナ禍で在宅時間が増加するなか、X 両親の在宅勤務や X のオンライン講義受講にも悪影響が生じ、最近では X の母が頭痛などの体調不良により通院するようになった。そこで X らは、マンション管理会社担当者に、X 居室内で騒音状況を確認してもらったうえで Y への再度申入れを頼み、X ら自身も Y に対策を求める手紙を郵便受けに届けた。ところが、Y からは「Y の子（4 歳）が部屋の中を走ることはあるが、子供部屋にマットを敷き、靴下もはかせるようにしており、それほどの騒音とは思われない。全く音を立てない生活はできないし、これ以上、一体どうせよというのか」と管理会社に返事があったのみで、その後も状況に改善は見られない。

X は、この問題につき試しに弁護士会のオンライン法律相談で尋ねてみたところ、騒音に関しては環境基準や X の居住地区の条例があるので、それを超える騒音が生じているか調査会社に依頼して調べたうえで、騒音を差し止めるための訴えを提起することもできるとの感触を得た。このような場合に X らが Y を相手に騒音差止めの訴えを提起するとすれば、どのような請求を立てればよいか。

5 月号（488 号）

都営住宅の住民自治会 A の規約によれば、A の代表者である「会長は選挙により、2 年以上居住している会員の中より選出し、総会に報告する」とされている。B は、平成 31 年に会長に選任され、その任を果たしてきた。その後、令和 3 年 3 月の選挙で C が新会長に当選した。

しかし、B や、役員のうち会長 B の選任を受けて副会長を務めてきた D は、C を選出した選挙に不正があったと考え、複数の一般会員からも支持を受けて選挙のやり直しを求めている。このような反対活動があるなか、新年度に入り、C は新執行部とともに会長として活動を開始した。B らは、「任期満了後も次期役員が決まるまでは、引き続き任務を遂行する」との A 規約の規定に基づき、これまで通り A 執行部として団体の運営にあたることにしているが、C ら新執行部は、A 宛て郵便受けやロッカーの鍵を交換するなどして、一方的に引き継ぎを行った。先日は C が B に対し、「A 団体の銀行預金口座が『A 自治会、会長 B』名義となっているため、新執行部は預金から共用部分の電気代などの諸費用を支払えない。B から C への名義変更の手續に協力せよ」と求めてきた。

そこで B らは、ア)「B が A の会長であること」の確認、イ) B 執行部への一切の妨害行為の差止めを求め、訴えを提起することを検討している。この場合、B 側としては、誰を被告として相手取ることが考えられるか、とくにアの請求につき理由を挙げて述べなさい。また、B らのうち、アにつき原告となる資格があるのは誰かも考えなさい。

4 月号（487 号）

東京都千代田区四ツ谷地区の町会、PTA 等から構成される「四ツ谷第 1 地区青少年対策委員会」（Y1）は、青少年の健全な育成、関係団体の調整、地域内住民の理解・関心の向上を目的とする諸活動に従事している。Y1 の規約によれば、その代表者である会長は、PTA 等の Y1 構成団体から選出される役員で構成される役員会の決議により選任される。昨年 10 月の臨時役員会で選任を受けたとして、今年から Y2 が会長として行動するようになった。

Y1 役員である X は、日頃から Y2 の独りよがりな発言や役員会の運営、児童に対する指導態度等に疑問を持っていたが、立候補により X の反対を押し切って会長の座に就いた Y2 は、Y1 会長とは認められないと考えている。Y2 の強引なやり方により最近では他の団体との関係も悪化していると判断した X は、同じ意見を持つ役員、一般構成員数名とともに、Y2 に、「役員会に相談なく行動せず、対外的な活動は各担当者に任せてほしい」と申し入れたが、Y2 は聞き入れない。この点を役員会でも話し合おうとしたが、そのたびに Y2 とその取り巻きによって妨害され、役員会が分裂し、日々の活動にも支障をきたすようになった。そこで、X らは、「Y2 が Y1 会長の地位にないこと」を確認する訴えを東京地方裁判所に提起することを検討している。

これを聞いた Y2 は、「X らは感情的に騒ぎ立てているが、こんな身内のもめごとは裁判所で取り扱われない、児童への指導方法をめぐるボランティア団体内部のいざこざ等裁判所で取り上げるにはふさわしくないから、訴えても門前払いされるだけだろう」と話している。この Y2 の主張内容にはどのような論拠があると考えられるか。それを想定した上で、X の立場からこの訴えの適法性、すなわち裁判所で扱うべき紛争にあたることを根拠づけなさい。